

厚労省生活扶助相当物価指数（厚労省CPI）の問題点（説明）

2013年11月

反貧困ネットワークあいち

厚労省は今年8月から生活扶助基準の大幅引き下げを強行した。生活扶助基準は憲法に保障された生存権を保障するものでありその切り下げには慎重を要するが、ここでは特に厚労省が独自に作り出した「生活扶助相当指数（厚労省CPI）」の問題点を指摘する。

（1）厚労省の生活保護大幅切り下げ

厚労省は2013年8月より生活保護基準を3年かけて（実質は1年8か月）引き下げ、約670億円削減することを決定した。

これは

①過去に例のない大規模な引き下げ

⇒過去の引き下げ＝2003年に0.9%、2004年に0.2%の2回だけ

⇔今回の引き下げ＝平均6.5%、最大10%

②被保護世帯の96%が減額

⇒町村部の単身高齢者など一部が影響なし

③多人数世帯・子育て世帯で大幅な削減

⇒母・子1＝8000円、夫婦・子1＝1万6000円、夫婦・子2＝2万円

☆子どもの貧困防止に逆行

という大改悪となっている。

670億円の削減のうち90億円は社会保障審議会生活保護基準部会による検証結果によるものであるが厚労省は前回の基準見直し時(2008年)からの物価下落を反映させたとしてさらに580億円を削減している。その際に厚労省が根拠として持ち出したのが生活扶助消費者物価指数(CPI)である。これによると

【2008年と2011年の消費者物価指数（CPI）の比較】

◆総合物価指数では102.1→99.7＝▲2.35%

◆生活扶助相当CPIでは104.5→99.5＝▲4.78%

と、生活扶助に関わる物価が一般の物価より2倍も下がっているとして、扶助基準の大幅な切り下げをしました。しかしこれは、生活保護受給者の生活実感と全くあわない。

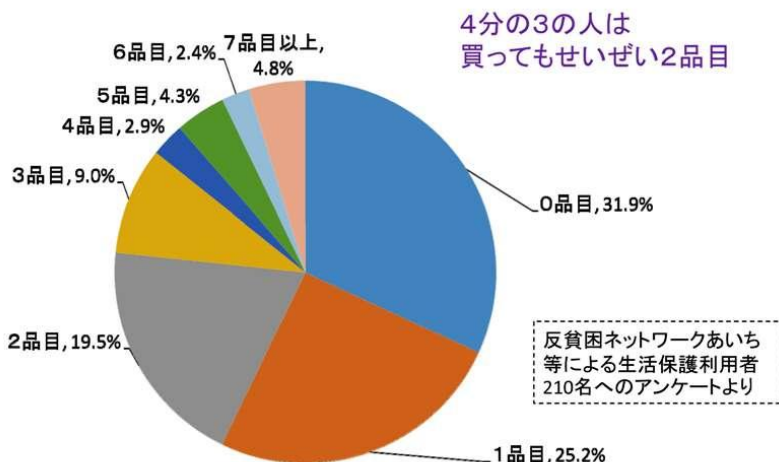
（2）保護世帯はそんなに電化製品を買っていない

厚労省は近年では一番物価の高い2008年と電化製品が大幅に値下がりした2011年を比較している。2011年7月の地デジ化を前にデジタルテレビが各家庭に普及したが、2008年当時はまだ価格も20万円前後と高く、普及率も4割弱であった。年収1,000万円以上の世帯では普及率が6割程度なのに対し、199万円以下の世帯では24.2%と3割に満たない状況だった（中央調査社）。これが2010年末には95%の普及率（総務省）と急速に普及した。2010年の薄型テレビ出荷台数は前年の2倍、2519万台となり、平均価格も8万円台に下落している。2011年7月には地デジ化が完了するとさらに大幅な下落となり、5万円を割るものも出回ってきた。

しかし生活保護世帯が08年当時20万円前後するテレビを買えるはずもなく、また安くなっても買い換える余裕はなかった。実際2011年の全面地デジ化にあたって総務省は生活保護世帯やNHK受信料の全額免除世帯（約140万件）を対象に地デジチューナー約107万台を配布している。地デジ化以後テレビをやめた世帯も少なくない。

価格の下落はテレビだけではない。この間には電気製品の価格下落が相次いでいる。しかし貧困層にはこれらを買う余裕はなく、買い換えた人もわずかである（反貧困ネットアンケート）。ところが厚労省の計算ではあまり買っていない電気製品を多く「買ったことに」して過去の生計費を水ぶくれさせ、それに比べて「大幅に値下がりした」と架空の値下がりを作り出している。厚労省はこれをどんな手口で物価指数にいれこんだのか。

生活保護受給後の電気製品21品目購入数



(3) 厚労省CPI計算方法の手口

厚労省は「前回基準見直した時（2008年）からの物価下落を反映」として、新たな計算方法による生活扶助相当物価指数（厚労省CPI）を持ち出してきた。これは総務省の消費者物価指数を使っているが、その計算方法は全く違うものとなっている。そのカラクリは以下のようなものである。

(1) 「バスケット」の中身が違う

全国厚生労働関係部局長会議資料では「品目別の消費者物価指数のうち①家賃、教育費、医療費など生活扶助以外の他扶助で賄われる品目②自動車関係費、NHK受信料など原則生活保護受給世帯には生じない品目を除いた品目をを用いて、生活扶助相当CPIを算出した」と説明された。

消費者物価指数の品目は5年毎に見直されている。2010年以後の消費者物価指数は全部で588品目を調査対象にしている。厚労省CPIではこのうち非正活扶助相当品目とされる71品目を除いた517品目で計算を行った。2008年の指数計算を溯って再計算する際には32品目が調査品目となっていないためさらに除かれ485品目で計算されている。「マーケットバスケット」と言われる価格調査の「バスケット」の中身が違うもので指数を比較している。

(2) 2008年の指数の換算がポイント

通常の消費者物価指数では5年毎の基準年を100としてその年以後の指数を表示する。5年たって新しい基準年になると、その年の指数が100となるように換算し直している。品目を生活扶助相当に絞ってもこの方法は変わらない。※消費者物価指数についての説明は別紙

2011年の物価指数は厚労省 CPI も通常の方法で計算されている。問題は2008年の指数をつくるどころにある。

2008年の総合消費者物価指数(10年基準)

$$= 2008年の総合消費者物価指数(05年基準) \times 100 \div 2008年の総合消費者物価指数(10年基準)$$

白井注・2010年の総合消費者物価指数(05年基準)が正しいのでは

年度		基準年	2005年	2008年	2010年	2011年
総合消費者物価指数	総務省方式	2005年	100	101.7	99.6	
総合消費者物価指数	総務省方式	2010年		102.1	100	99.7
生活扶助相当物価指数	総務省方式	2010年		101.9	100	99.5
生活扶助相当物価指数	厚労省方式	2010年		<?>	100	99.5

99.6→100にすると
101.7→102.1

ところが厚労省方式では<?>はどうか
たか

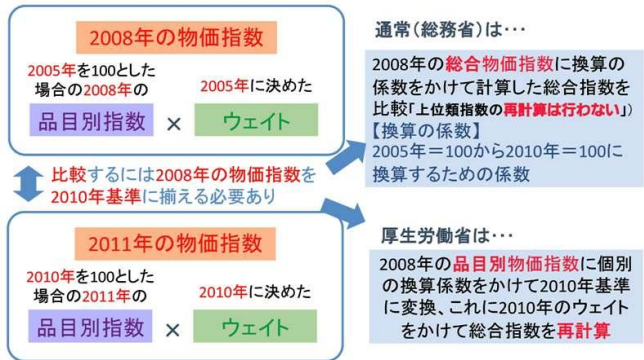
(3) 2010年の支出割合で2008年の個別物価指数を再計算

総務省では過去の消費者物価指数を新基準に換算する場合は上記のように「総合指数」を換算する。ところが厚労省は総務省の方法と違い、個別（品目の）物価指数を換算したうえで、そこに新しい年度の支出割合（ウェイト）をかけて過去の総合指数を計算しなおした。これによって2008年度指数(2010年基準)を104.5へと大きくしている。

※総務省は基準改定の際に「接続処理は項目毎にそれぞれ独立で行い、接続した指数による上位類の再計算はしていません」(総務省統計局)。

基準年が異なる年度の指数の比較方法

(例) 2008年の物価指数(基準年=2005年)と
2011年の物価指数(基準年=2010年)を比較するには…?



(4) 急速に普及したデジタルテレビが影響

厚労省方式の再計算では①この期間に価格が大幅に下落し、②支出割合が増えたものが逆に過去の物価指数を大きく跳ね上げることとなった。(1)で厚労省 CPI では2008年の指数を計算する際にバスケットのなかの品目数を減らした分だけその影響がさらに大きくでている。デジタルテレビはその典型的な例であり、厚労省CPIで約600品目ある対象品目のうちこの1品目で08年総合指数全体の3.09%を占めている。これが架空の物価高騰をまねき、逆に▲4.78%という大幅な物価下落を作り出すこととなった。

※総務省の資料ではデジタルテレビの2010年の支出割合(ウェイト)がその前の約3倍近くになり、総合消費者物価指数に対する影響(寄与度)も▲0.03から▲0.3へと10倍になって「前年比の差に大きな影響を及ぼした」とされている。総務省「平成23年平均の消費者物価指数の動向」

①2008年の指数を2010年の支出割合(ウエイト)で再計算

品目	05年 ウエイト	10年 ウエイト
テレビ	37	97
ノートパソコン	21	20
携帯電話機	4	54
.....		
合計	6375	6189

②急激に値下がりした物が過去の指数を大幅に引き上げ

デジタル化移行でデジタルテレビの価格が急落、この1品目だけでも・・・

品目	08年個別 物価指数 (05年=100)	08年個別 物価指数 (10年=100)	10年 ウエイト	指数×ウエイト	指数×ウエイトの合計に占 める比率
テレビ	46.1	205.8	97	19962.6	3.09%
ノートパソコン	35.2	281.6	20	5632.0	0.87%
携帯電話機	87.8	87.7	54	4735.8	0.73%
.....
合計			6189	646627.9	100%

08年厚労省生活扶助物価指数(10年基準)=104.5を生み出す

基準変更で過去の指数が上がっただけで現在の生活費が減ったわけではない

(5)生活扶助で購入するものはほとんど値下がりしていない

この三年間に生活保護世帯が日常的に購入するものでは大きな値下がりの実感はない。電化製品や耐久消費財に大幅に値下がりしたものもあるが、野菜など値上がりしたものも少なくない。実際に総務省の調査(2011年)では貧困世帯の総合指数の前年下落率は全世帯平均の3分の1、▲0.1%となっている。全世帯の平均的消費を当てはめるべきではない。※前出、「平成23年平均の消費者物価指数の動向」

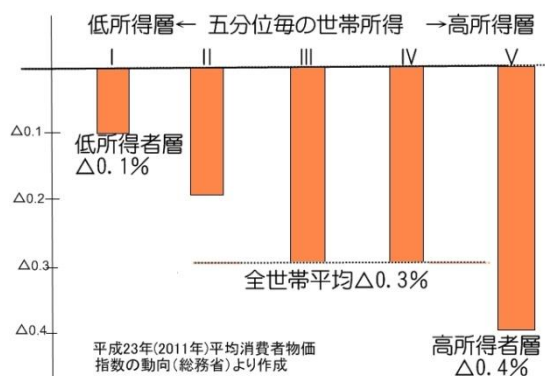
特に大きい電気製品の物価下落

【生活扶助相当CPIに含まれる品目の2008年→2011年の物価変動率】

物価下落率トップ10		物価上昇率トップ10	
デスクトップパソコン〈養〉	-74.7%	たばこ〈諸〉	38.4%
ノートパソコン〈養〉	-73.0%	ジャガイモ〈食〉	31.3%
ビデオレコーダー〈養〉	-68.7%	タマネギ〈食〉	30.5%
カメラ〈養〉	-68.0%	即席スープ〈食〉	24.3%
テレビ〈養〉	-66.4%	うなぎ蒲焼き〈食〉	13.4%
ビデオカメラ〈養〉	-55.4%	ホウレンソウ〈食〉	13.3%
洗濯乾燥機〈家〉	-55.3%	ピアノ〈養〉	12.9%
電気冷蔵庫〈家〉	-45.9%	学習参考教材〈育〉	12.7%
電子レンジ〈家〉	-41.1%	白菜〈食〉	12.2%
全自動洗濯機〈家〉	-38.7%	傷害保険料〈諸〉	11.8%

※〈〉内は大分類の費目。〈養〉は教養娯楽、〈家〉は家具・家事用品、〈諸〉は諸雑費
〈食〉は食料、〈育〉は教育

所得層別消費者物価指数の前年比 2011年



(6)統計学的にはやったことのない方法

総務省の物価指数計算方法(ラスパイレス指数)は長年、国際的にも認められてきた根拠のあるものだが、今回厚労省が2008年の物価指数を計算した方式は物価の専門家の意見も付されておらず名前すらない。ラスパイレス指数でないことは厚労省も答弁書で認めている。学問的裏付けは全くない。

静岡大学の上藤一郎氏はバスケットの中身まで変えて「計算ルールの異なる指数を比較し、4.78%の物価下落を主張することは問題」だという。また「平均値の取り方にはいろんな方法があり、厚労省の方法が完全に間違いとは言えないが」としながらも、この点などでは明らかに「学術的に欠陥」だと断言している。上藤氏の計算では2008年のCPIを、A非生活扶助相当品目を抜く前(統計局CPI)、B抜いたもの(非生活扶助相当CPI)、C抜いたあと(生活扶助相当CPI)をそれぞれ計算したところ非扶助相当品目を抜く前Aが102.1

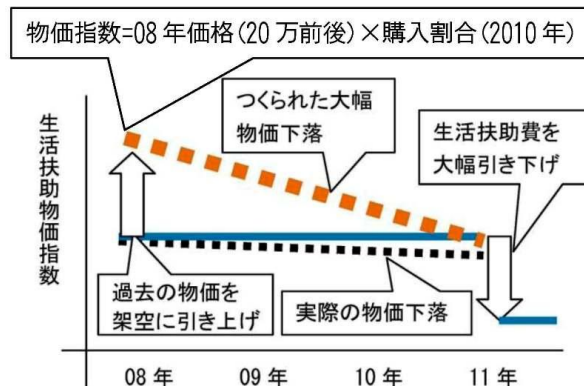
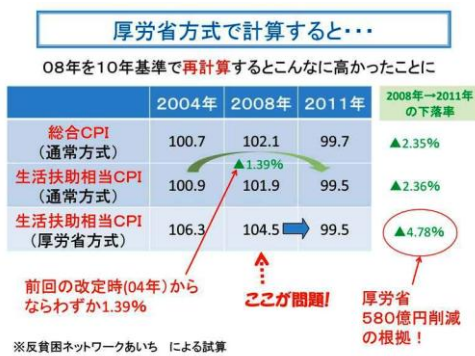
であり、抜いたものBが102.0とで、抜いた後である生活扶助相当 CPI=Cは101.8となった。平均の考え方からいっておよそ妥当な数値である。ところが厚労省 CPI ではこれが104.5と跳ね上がっている。

非生活扶助品目を抜く前、抜いた後、抜いたものだけの各指数を比較(上藤資料から)

各CPI	基準年次	H20	H22	H23
		2008	2010	2011
統計局CPI(接続指数)	2005年・2010年	102.1	100.0	99.7
生活扶助相当CPI(厚労省)	2010年	104.5	100.0	99.5
生活扶助相当CPI(上藤試算・接続指数)	2005年・2010年	101.8	100.0	99.5
非生活扶助相当CPI(上藤試算)	2010年	102.0	100.0	100.2

(4) 架空の根拠による扶助切り下げの撤回を

以上見てきたように厚労省は過去の物価高騰を架空に作り出した。そこから2011年にかけて生活扶助に関わる物価の大幅下落が起きたこととして今回の生活扶助基準引き下げをおこなった。まさに切り下げありきの数字作りとの批判は免れない。直ちに撤回すべきである。



※参考＜通常の消費者物価指数の決まり方＞

物価指数とは

総務省の消費者物価指数は5年ごとに各品目の物価を100としてその後の物価の比を指数とします。例えば薄型テレビが2005年に平均40万円で下記のように値下がりした場合、指数は下記のようにになります。

薄型テレビ	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
平均価格	36万円	26.8万	21.0万円	16.6万円	11.8万円	8.1万円	5.6万円
物価指数	100.0	74.4	58.3	46.1	32.7	22.4	15.5

ウェイトと総合物価指数（ラスパイレス指数）

総支出額に占める各品目の支出割合をウェイトと呼んでいます。各品目の指数にこのウェイトを掛け合わせて合計（加重平均）したものが総合物価指数です。この方法をラスパイレス指数と言います。ウェイトには2010年基準からは全支出額合計を10000とした数値（一万分率）が使われています。品目数を絞った場合には各品目のウェイトを合計したものを分母にして割合を出します。

品目	品目別 指数		ウェイト (1万分率)		
薄型TV	69.2	×	97	=	0.67
ノートPC	76.0	×	20	=	0.15
ケイタイ	90.4	×	54	=	0.48
米類	96.2	×	76	=	0.73
調理食品	101.4	×	165	=	1.67
.....	×	=
2011年総合 消費者物価指数					99.9

基準年と接続指数

消費者物価指数は5年毎に各品目毎の平均物価を100とする指数で表します。この年を基準年としています。基準年から5年間は同じウェイト（支出割合）を使って総合物価指数を計算します。

過去の指数を新しい基準年の指数に換算する場合には旧基準による新基準年の指数が100となるように比率をかけて換算する。この比率のことを接続指数と言います。

計算）接続指数＝100÷新基準年の指数（旧基準）

10年基準年での08年指数＝05年基準での08年指数×（100÷05年基準での10年指数）

2008年指数（10年基準＝46.1×（100÷22.4）＝205.8

薄型テレビ	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年
物価指数05年基準	100.0	74.4	58.3	46.1	32.7	22.4	15.5
物価指数10年基準				205.8		100.0	

総務省は総合消費者物価指数を新基準に換算する場合には**総合指数**に接続指数をかけて換算し、個別品目からの「再計算は行わない」としてしています。